

三重大学みらい共創パートナーズ 会員規約

(趣旨・目的)

第1条 三重大学みらい共創パートナーズ（以下「本会」という。）は、三重大学（以下「本学」という。）及び会員間との交流を深め、より広範なネットワークを構築し、共に新たな価値を創造することを目的とします。

(入会)

第2条 本会の会員は、会の趣旨・目的に賛同する企業または団体とします。

2 会員となることを希望する企業または団体は、本規約を承認のうえ、所定の申込方法により本学に申し込むものとします。

3 本学は、入会申込時に届出た内容に基づき確認し、届出事項に虚偽のものがあった場合等、本学が入会を不相当と判断した場合には入会申込を受理しないことがあります。

(サービス内容)

第3条 会員には、本学が次のサービス等を提供します。

- (1) 会員限定交流イベントの開催機会
- (2) 本学ホームページ等への名簿掲載
- (3) 本学主催の行事等の案内送付
- (4) 学内刊行物（パンフレット、広報誌等）の送付
- (5) 本学デジタルサイネージ事業等に対する割引プラン
- (6) 本学学内合同企業研究会等への参加機会
- (7) その他

2 上記のサービス等については、第1条の趣旨・目的の達成を目的とするものであり、会員の採用活動等を主な目的とするものではありません。

(事業年度)

第4条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(年会費)

第5条 本会の年会費は、事業年度ごとに10,000円とします。

2 既納の会費は、事業年度中に会員資格を失った場合でも返還しません。

3 年度の途中で入会した場合であっても、年会費は全額を納入するものとし、減額または月割計算は行わないものとします。

4 年会費は、本学が提供するサービス内容の対価として収受するものであり、本会において会計処理（決算等）を行うものではありません。

(会員資格の継続)

第6条 本会の会員資格は、毎事業年度末(3月31日)をもって更新されるものとします。

2 会員が翌事業年度以降の会員資格の継続を希望しない場合は、当該年度の2月末日までに、所定の方法により退会を申し出るものとします。

3 前項による申し出がない場合、会員は翌事業年度も引き続き本会の会員資格を有するものとし、年会費を納入するものとします。

(個人情報の取り扱い)

第7条 会員は、本会の活動を通じて取得した学生等の個人情報について、個人情報保護法その他の関連法令を遵守し、適切に管理するものとします。

2 会員は、本会の活動を通じて知り得た個人情報を、他の会員および第三者に提供または漏えいしてはならないものとします。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当する場合、その資格を失います。

(1) 会員が退会を申し出たとき

(2) 会員が本規約に違反した場合、または会員として不相当であると本学が認めた場合に、本学が会員資格の喪失を決定したとき

(反社会的勢力の排除)

第9条 会員または会員となることを希望する企業もしくは団体は、自らが、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 反社会的勢力によって経営を支配されていること

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること

(3) 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していること

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること

(5) 自らの役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(規約及びサービス内容の変更)

第10条 本学は、本規約及びサービス内容を予告なく変更することがあります。

附 則 この会員規約は、令和7年1月14日から施行する。